

表3-3 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号 区 域	第 2 号 区 域
基 準	特定建設作業の敷地境界線について75デシベル以下	
作業禁止時間	午後7時から午前7時まで	午後10時から午前6時まで
作 業 時 間	1日10時間以内	1日14時間以内
作 業 期 間	連続6日を超えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

備考1 この表において「第1号区域」とは、振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域をいう。

- (1) 第1種区域
  - (2) 第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域
  - (3) 第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第3項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね80メートルの区域をいう。
- 2 この表において「第2号区域」とは、指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域をいう。
- 3 振動レベルの決定は、次のとおりとする。
- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80%レンジの上端の数値とする。

### 3-2 地域概況調査

地域概況調査は、振動に係る地域の概況（主要な発生源の分布、振動の影響を受ける施設等の分布、振動に係る法規制状況及び現況振動暴露状況等）を把握し、対象事業の種類、規模と併せて勘案した上で、対象事業の実施により発生する振動が対象地域の環境に影響を及ぼす範囲、予測評価に必要な地区、評価方法（保全目標）等、予測及び評価を行う上で必要な情報を把握するために行う。

調査は、原則として既存資料の収集整理により行い、必要に応じて現地踏査等で補うこととする。また、調査結果は、図表及び地形図（スケール1/25,000～1/50,000）に取りまとめる。

#### 1 主要発生源の分布状況

対象地域に存在する主要な振動発生源（道路、鉄道、工場・事業所等）の分布状況及び発生強度に係る項目（交通量、運行回数等）を把握する。

#### 2 被影響施設等の分布状況

振動影響を受ける住宅（夜間人口及び構造・階数等）、静穏を必要とする施設（教育施設、療養施設等）の分布状況を把握する。また、現況土地利用状況及び将来の土地利用計画も把握する。

#### 3 地域特性の把握

対象地区の人口分布、施設分布、土地利用状況から見て、特に静穏を要する地区か否か、住宅の集合状況等から背後における予測の必要性の有無を判断する。

振動規制法等の基準値の比較による状況を把握し、道路の場合の沿道利用実態、非住居化の程度等（対策の実現性を規定）についても現状を把握する。

#### 4 地域地区指定及び関連する法規制等の状況

振動規制法の地区指定状況及び都市計画用途地域等の指定状況並びにこれらと関連した関係法令の基準等を把握する。また、関連市町村における、環境基本計画、環境管理計画のうち、振動に関わる内容を把握する。

#### 5 苦情・陳情等の発生状況

関係市町村における、発生源別苦情・陳情等の発生状況及び経年変化を把握する。

#### 6 既存の測定結果等

対象地域内で、市町村等により行われた振動測定結果等について、環境所管課から取り寄せる。取りまとめに当たっては、測定方法（調査時間帯、回数、測定位置等）を明記し、特異的な測定結果等を含まないよう注意する必要がある。

また、適切な測定結果がなく、又は不足している場合は、現地調査により把握する。

### 3-3 項目及び手法の選定の考え方

環境影響評価の対象とする項目は、地域概況調査の結果を踏まえ、対象事業ごとに技術指針で定められた標準項目に、事業特性及び地域特性により項目の追加及び削除を行うことによって選定する。

また、環境影響評価の調査、予測及び評価の手法は、地域概況調査の結果を踏まえ、事業特性及び地域特性により対象事業ごとに技術指針で定められた標準手法や、これを簡略化し又は重点化した手法を選定する。

表3-4に環境影響評価の対象とする項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方を示す。

表3-4 環境影響評価の項目の選定及び手法の重点化・簡略化の考え方

環境要素	選定に際しての考え方	手法の重点化・簡略化
特定振動 ・自動車交通振動 ・鉄道振動 ・工場・事業場振動 ・建設作業振動	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 工事中の資材の運搬等による影響は、相当程度の大型車両等の走行が想定される場合、資材等の運搬経路が住宅地や集落を通加するなど相当程度の影響が想定される場合に選定</li><li>・ 重機の稼働等工事機械による影響は、一般的に選定。また、相当量の発破を使用する場合、発破についても選定</li><li>・ 供用時は、鉄道事業、道路事業、工業団地造成、工場・事業場等において一般的に選定</li><li>・ 流通団地その他大量の発生交通が予想される場合に選定</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 影響要因が非常に大きい場合、既に振動が問題である地域における事業、住宅地内や保全対象施設近傍における事業、猛禽類等注目すべき動物への影響が想定される場合等は重点化</li><li>・ 影響要因が一般的な事業に比べて小さい場合、類似事例からみて影響は小さいと想定される場合は簡略化</li></ul>